

第2回 川口市総合教育会議会議録

1 日 時 平成27年12月2日(水) 午後1時30分から2時30分まで

2 場 所 川口市役所本庁舎第3会議室

3 出席者(構成員6名)

(市長)		奥ノ木 信夫
(教育委員会) 委員長		永田 直美
	委員長職務代理者	山口 善子
	委員	齋藤 卓
	委員	宿谷 岩男
	教育長	新海 今朝巳

(構成委員以外)

○市長部局

(子ども部長)	大久保 光人	(政策審議員)	大竹 幸夫
(企画総務課長)	瀬切 裕子	(財政課長)	福田 亨
(子ども育成課長)	板倉 誠	(子育て相談課長)	須佐 和行
(保育課長)	藤波 康彰	(青少年対策室長)	中村 美智江

○教育局

(生涯学習部長)	江連 保明	(学校教育部長)	茂呂 修平
(学校教育部理事)	川田 稔	(教育総務課長)	古澤 貢
(生涯学習課長)	倉持 静江	(文化推進室長)	下村 行男
(文化財課長)	小泉 卓	(中央図書館長)	中村 英子
(科学館長)	新田 光一	(スポーツ課長)	別府 さつき
(生涯学習部参事)	小川 順一郎	(学務課長)	井上 清之
(指導課長)	菅原 京子	(学校保健課長)	鈴木 隆幸
(学務課主幹)	清水 健治	(指導課主幹)	杉田 明

○事務局

(教育総務課長)	古澤 貢	(教育総務課庶務係長)	五十嵐 洋充
(教育総務課庶務係主任)	菅井 学	(教育総務課庶務係主任)	池上 新悟

4 議 題

- (1) 開 会
- (2) 挨 拶
- (3) 新教育委員の紹介

- (4) 議 事
 - ア 第1回 川口市総合教育会議の会議録について
 - イ 川口市教育大綱（案）について
- (5) その他
- (6) 閉 会

5 議事の要旨

【開会】

事務局（教育総務課長）

定刻になりましたので、ただ今より、第2回川口市総合教育会議を開会させていただきます。

私は、事務局を努めさせていただきます、教育総務課長の古澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴の希望者は現在のところおりません。

それでは、始めに、奥ノ木市長から、ご挨拶を頂きたいと存じます。

【挨拶】

奥ノ木市長

皆様、本日はお忙しいところ、第2回、川口市総合教育会議にご参集いただきありがとうございます。ごぞいます。

7月の第1回川口市総合教育会議から5か月が過ぎました。

本市では、その間に、様々な取り組みを新たに行ってまいりました。その主なものとして、「川口市産品フェア2015」を開催しました。川口市産品フェアでは、市内で作られる工業製品から、建築資材、更には農業製品までを一同に展示し、多くの市民の方に見て頂いて、少しでも多く知って、買って、使っていただき、市内の事業所の応援ができればという思いで開催いたしました。市内の多くの皆様にご協力をいただき、大盛況のうちに終了することができました。

私は、川口市が人々に選ばれるまちになってもらえるよう、これから様々な取り組みをしていきたいと考えています。

川口市が選ばれるまちになるためには、子育て支援や教育が充実している必要があると思います。そのため、本日の会議は非常に大切なものであると考えております。川口市が選ばれるまちになるための教育をどのように展開していけば良いかということをご一緒と考えていきたいと思っております。

私は、子育て世代の若い方々が、住みたいと思うような子育て支援が実施されているまちにしたいと考えております。

そのため、来年度は就園奨励費の補助額の増額や、私立幼稚園が延長保育を実施する際に補助金を支出するなどの補助をしていきたいと考えているところです。

また、本市の新しいまちづくりの大方針であります第5次川口市総合計画の策定に向け、

策定作業を進めておるところでございます。来年1月の答申に向け、現在、パブリックコメントを実施しているところでございますが、こちらにつきましては、平成28年3月市議会定例会にてご議決をいただけますよう、鋭意取り組んでおるところでございます。

他方、本市の教育に目を向けてみると、10月14日付けで、千葉教育委員の任期が満了したことに伴い、9月市議会で教育委員の任命同意を得て、新たに宿谷委員に教育委員をお引き受けいただくことになりました。

そのような中、本日は、今年度中に市長である私が策定する「川口市教育大綱」について、教育委員の皆様にご意見を頂きたく、お集まりいただきました。

教育大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定める非常に重要なものです。

教育大綱は市長である私と、教育委員会が協議・調整のうえ、私が策定することとなっております。

川口の教育をより良いものにしていくためには、この教育大綱の策定を始めとして、重要な事項については、私と教育委員会とが十分に協議・調整のうえ、進んでいくことが重要であり、それを実現することが可能な場が、この総合教育会議ではないかと思っております。

川口市が選ばれるまちになるため、教育委員の皆様には、是非、忌憚のないご意見をいただくことをお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【新教育委員の紹介】

事務局（教育総務課長）

続きまして、「新教育委員の紹介」に移らせて頂きます。

千葉前教育委員の任期が去る10月14日で満了となりましたことから、9月市議会で同意を経て、10月15日より、新たな教育委員として、宿谷委員を奥ノ木市長に任命していただきました。

宿谷委員におかれましては、既に教育委員の職務にあたっていただいているところでございますが、本総合教育会議は初めての出席となることから、ここで、宿谷委員に、一言ご挨拶をお願い申し上げます。

【宿谷教育委員より、挨拶】

【議事】

事務局（教育総務課長）

次に、「議事」に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、奥ノ木市長にお願いしたいと存じます。

議長（奥ノ木市長）

それでは、次第に従い、私が議事の進行を努めさせていただきます。

始めに、「第1回川口市総合教育会議の会議録について」、でございますが、前回会議録については、事前に事務局より配付させて頂いておりますが、この内容について、何かご意見はございませんか。

【「異議なし」の声】

議長（奥ノ木市長）

意義なし、とのお声を頂きましたので、前回会議録については、お手元のとおりとさせていただきます。

なお、会議録の署名人については、川口市総合教育会議運営要綱第10条第2項の規定により、市長である私から2名の方を指名させていただきます。

それでは、第1回会議録の署名人については、永田委員長と、山口委員長職務代理者のお二人をお願いいたします。

次に、「川口市教育大綱（案）について」、事務局より説明を求めます。また、川口市教育大綱（案）は、その具体的な取り組みを記述しております「川口市教育振興基本計画（案）」とも関連しておりますことから、これについても併せて事務局より説明を求めます。

事務局（生涯学習部参事）

資料1をご覧ください。

初めに「川口市教育大綱（案）について」、ご説明申し上げます。

先ず大綱策定に関します法的根拠及び策定の趣旨でございますが、教育大綱の策定につきましては、平成26年6月20日公布、平成27年4月1日に施行されました改正後の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に規定がございます。

このポイントにつきましては、地方公共団体の長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針であります国が定める教育振興基本計画を参考とすること、そして、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえまして、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとしたものでございます。

要約いたしますと、地方公共団体の教育政策に関する方向性を明確化した大綱の策定を全ての地方公共団体に義務付けたということでございます。

本市におきましても、市長が「大綱」を定める必要性が生じたものでございます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第2項において、大綱の策定や、変更をする際には、予め総合教育会議において協議をするものと規定されております。このことから、本日、川口市教育大綱（案）につきまして、ご列席の皆様方にご協議を頂くものでございます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に見られます、教育大綱策定の狙いでございますが、市民の信託により選ばれ、民意を代表する立場でございます市長の教育行政における重要な権限は、主に、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案などでございます。しかしながら、近年の教育行政におきましては福祉や子育てなどの市長直轄の政策との密接な連携が必要となってきております。このことから、市長に大綱の策定を義務付けることにより、より一層、地域住民の意向を反映させることとなり、本市における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進が図られることが期待されているところでございます。

なお、教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策でございますことから、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではございません。

加えて、教育大綱の期間については、法律では定められておりませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、概ね4年から5年の期間を想定しております。

このような法改正を受け、教育委員会事務局及び市長部局関係各課にて、調査研究を進め、作成いたしました本市の「教育大綱（案）」がお手元の資料1でございます。

本大綱に盛り込みました記載事項につきましては、基本理念と5つの基本目標、10の施策から構成されております。

先ず、大綱の表紙をご覧ください。上段に策定の趣旨、それに引き続きまして下段左側に基本理念を掲げております。この理念につきましては、「一人ひとりが輝く、しなやかさとたくましさこそなえた人材を育てる 川口の教育」といたしまして、第5次川口市総合計画で示す予定の、本市の将来都市像、「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」の実現を教育分野から目指すものとしております。

この基本理念を実現するための5つの基本目標を、同下段の右側に記載をしております。

この骨格を要約いたしますと、基本目標1「子どもがのびのび学べる環境づくり」、基本目標2「子どもの成長をサポートする基盤づくり」におきましては、主に幼、小、中、高等学校の学校教育の領域に関すること、続きまして、基本目標3「市民が自己実現をめざせる環境づくり」及び、基本目標4「地域におけるさまざまな資源の活用」におきましては、主に学術・文化を含めました生涯教育、生涯学習の領域に関することを記述してございます。

そして、基本目標5「教育行政経営の基盤強化」でございますが、こちらは、基本目標1から4を展開するにあたりまして、そのフィールドとなります教育施設各々につきまして、教育行政経営の基盤強化とし、基本目標としたものでございます。

それでは、その概要をご説明申し上げます。こちらには、5つの基本目標と10の施策と主な取り組みを記載しております。

先ず、基本目標1「子どもがのびのび学べる環境づくり」では、「幼稚園・小学校・中学校教育の充実」、「高等学校教育の充実」の2施策を位置づけ、その実現のために、「幼児期

の教育と小学校教育との円滑な接続」や、「きめ細やかな指導の充実、学力向上支援事業の推進」等の主な取り組みを実施していく予定となっております。

次に、基本目標2「子どもの成長をサポートする基盤づくり」では、「学校の教育力向上」、「地域の教育力・健全育成活動の充実」の2施策を位置づけ、その実現のために、「市教委研究委嘱の充実」、「児童生徒の豊かな人間性や今日的課題に関する研修の充実」等の主な取り組みを実施していく予定となっております。

次に、基本目標3「市民が自己実現をめざせる環境づくり」では、「生涯学習活動の支援」、「スポーツ・レクリエーション活動の支援」、「文化芸術活動の支援」の3施策を位置づけ、その実現のために、「生涯をとおした魅力あるさまざまな学習機会の提供」、「図書館資料の収集・保存」等の主な取り組みを実施する予定となっております。

次に、基本目標4「地域におけるさまざまな資源の活用」では、「教育的資源の活用」、「歴史的資源の保護と活用」の2施策を位置づけ、その実現のため、「身近な地域資源・人材の有効的な活用」、「地域社会・郷土川口についての理解を深める教育の推進」等の主な取り組みを実施する予定となっております。

最後に、基本目標5「教育行政経営の基盤強化」では、「教育施設の適正化」の施策を位置づけ、「学校施設の耐震化、老朽化対策の推進」、「市立3校を統合し、新たな高等学校としての新市立学校づくり」等の主な取り組みを実施する予定となっております。

なお、一部を除き「大綱」の、5つの基本目標は、「第5次川口市総合計画」の施策との整合性を図り、また、10の施策は、「第5次川口市総合計画」の単位施策との整合性を図り、作成作業を進めております。

「川口市教育大綱（案）について」、説明は以上です。

事務局（学務課主幹）

引き続き、「川口市教育振興基本計画（案）」について、ご説明申し上げます。

「教育振興基本計画」は、教育基本法第17条において、教育の振興に関する施策の総合的な計画を策定することが国に義務付けられ、地方公共団体においても、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画、いわゆる「教育振興基本計画」を定めるよう努めなければならないことが規定されており、地方自治体が「教育振興基本計画」を策定する場合は、国が策定した教育振興基本計画を参酌することとされております。

本市においては、策定が必須ではなかったため、「教育振興基本計画」をこれまで策定しておりませんでした。しかし、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、「教育大綱」の策定が義務付けられたこと、また、第5次川口市総合計画を新しく策定することとなり、その必要性が生じたことから大綱に併せて「教育振興基本計画」を策定する運びとなりました。

教育振興基本計画につきましては、資料2をご覧ください。

先ず、表紙でございますが、計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間を想定しております。

基本理念としては、先ほどの「教育大綱（案）」に記載されているとおりで、それに基づき、「第5次川口市総合計画」で示す予定の将来都市像を実現するために、教育分野における基本計画として位置付けているところでございます。

目次をご覧ください。

本計画は、3編からなり、第1編総論は、「教育振興基本計画」策定の背景と趣旨から始まり、計画の基本的事項や本市の教育を取り巻く社会の動向・現状等、本計画についての大枠を記述しております。

次に、第2編各論は、「第5次川口市総合計画（案）」の体系と「川口市教育大綱（案）」の体系に基づき、目指すべき方向性を示すとともに、総合計画や教育大綱の目指す姿の実現のため、より具体的な取り組みについて、菱形の項目ごとに、見開きで具体的な記述をしております。

また、第3編の計画推進にあたっては、計画の進行・管理や様々な関係者や関係機関等との連携等について、記述する予定となっております。

「川口市教育振興基本計画（案）」について、説明は以上でございます。

議長（奥ノ木市長）

ただ今、事務局から「川口市教育大綱（案）」について、また、これに関連する「川口市教育振興基本計画（案）」の説明がありました。これらについて、何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

山口委員長職務代理者

内容については、良く練られていると思います。

その中で、大綱についてですが、「基本理念」、「基本目標」、「5つの基本目標と10の施策」の文字について、文字の色が変わっているところがありますが、これには何か特別の意味があるのでしょうか。

学務課主幹

デザインとして、部分的に文字の色を変えているもので、特別の意味はございません。文字の色使いについては、今後調整させていただきます。

議長（奥ノ木市長）

色が変わっていると、そこに特別の意味があるように見えてしまう可能性があると思うので、黒色に統一いたしましょう。

山口委員長職務代理者

大綱について、5つの基本目標と10の施策という説明でしたが、5つというのは、見開きを開いたところで、ナンバーをふっていただいているので、大変分かりやすくなって

いると思われました。

一方、10の施策については、ナンバーがふられていないため、少し分かりにくくなってしまっていると思います。

様々な受け止め方があるとは思いますが、皆さんに、10の施策を知っていただくためには、もう少し分かりやすさを検討していただくと良いのではないかと感じました。

議長（奥ノ木市長）

大綱について、今回の案は、見開きを採用しているが、シンプルな冊子の形も検討してどちらが良いか、判断しましょう。

事務局（教育総務課長）

只今いただいたご意見を元に事務局で再度検討して参ります。

新海教育長

先ほどの山口委員のご発言は、例えば、施策1、施策2、というように、施策10まで番号をつけて表記した方がより分かりやすく良いということでしょうか。

山口委員長職務代理者

その表記の方が、施策を10掲げているというのがはっきりして、分かりやすいのではないかと感じたところです。

議長（奥ノ木市長）

確かに、施策が10あるというのを明確に表現するというのも良いご意見だと思います。

永田委員長

教育振興基本計画についてですが、教育大綱の記載内容を骨組みとして、具体的な記載をしており、双方の関連性が非常に分かりやすく良いと思います。

宿谷委員

教育大綱と、教育振興基本計画は、どのような方を対象として、どのように周知していく予定なのでしょう。

事務局（教育総務課長）

冊子を作成し、市役所内の各施設に配布するのはもちろんのこと、市のホームページに掲載し、市民の方をはじめとして、どなたにでも見ていただけるようにしていきたいと考えております。

山口委員長職務代理者

市民の方をはじめとして、広くどなたにでも見ていただくということを想定しているということですので、より分かりやすい表現に努めることが大切だと思います。様々な方にご覧いただき、また、分かってもらいたいということを考えますと、どなたでも分かるということを基本として、表現を検討していただけると、より良くなっていくのではないかと思います。

事務局（教育総務課長）

ただ今の山口委員長職務代理者のご意見も踏まえながら、分かりやすさを追求していきたいと思います。

宿谷委員

平仮名が多いように感じますが、これには、何か理由があるのでしょうか。

事務局（教育総務課長）

教育大綱と教育振興基本計画は、現在策定作業中の第5次川口市総合計画との整合性を図りながら策定を進めているところでございます。そのため、第5次川口市総合計画における表現を教育大綱と教育振興基本計画に取り入れているところがございます。このことから、あえて平仮名を使用しているところがございます。

議長（奥ノ木市長）

基本的には、第5次川口市総合計画の表記に整合性を図っていくということで行きたいと思います。また、大きな変更等が必要な場合には、この総合教育会議で協議のうえ、その時の状況に合わせて柔軟に対応していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

齋藤委員

第5次川口市総合計画と、教育大綱、教育振興基本計画との整合性が図られており、基本的なことかもしれませんが、その点は良いと思います。

この点を押さえて今後の策定作業を進めて頂ければと思います。

山口委員長職務代理者

教育振興基本計画の目次のページについてですが、1編 総論では、章の下が（1）、（2）となっており、その下が、1、2という項の立て方になっていますが、第2編の各論の方では、章の下に（1）、（2）とここまでは同じなのですが、その下が、①、②となっており、整合性が図られていないように見えます。第1編と第2編、第3編で、合わせた方が良いと思います。

事務局（教育総務課長）

文書作成の決まりを確認し、その決まりに基づき、統一してまいります。

永田委員長

大綱についてですが、先ほどのご説明で概ね4年から5年の期間を想定しているとのことでしたが、教育大綱自体に計画期間等の期日の記載はしないものなののでしょうか。

事務局（生涯学習部参事）

計画期間は、平成28年度から32年度の5年間を想定しておりますので、記載については、検討してまいります。

山口委員長職務代理者

教育大綱についてですが、最終ページが何も書かれておりませんので、川口市のどこが責任をもって編集や発行したのかが分かるように、編集や発行元などの記載をしてはどうかと思いますので、検討をして頂ければと思います。

事務局（生涯学習部参事）

奥付等の記載について検討して参ります。

永田委員長

教育大綱と教育振興基本計画の整合性について、「主な取り組み」の表現が、大綱と振興基本計画で異なっているので、統一できないでしょうか、この点について検討していただければと思います。

事務局（学務課主幹）

教育振興基本計画に記載されている主な取り組みをまとめて、教育大綱の中の主な取り組みとして記載している箇所があるため、全体として統一されていないのが現状でございます。表現の統一については、今後さらに検討して参ります。

議長（奥ノ木市長）

それでは、お諮りいたします。

本日は、皆様方から貴重なご意見を多数頂きました。

この場で結論が出ていないご意見につきましては、この後、事務局にて再度検討・調整をさせますが、その後の取り扱いについては、市長である私にご一任頂き、また、その結果については、後日皆様にご報告をするということで進めてまいりたいと思っておりますが、皆様ご承諾いただけますでしょうか。

【「異議なし」、の声】

議長（奥ノ木市長）

「異議なし」とのお言葉をいただきましたので、「川口市教育大綱（案）について」は、ただ今の説明のとおりとさせていただきます。

それでは、議事につきましては、これにて終了となりますので、進行を事務局に戻します。

【その他】

事務局（教育総務課長）

次に、「その他」でございますが、事務局より、今後のスケジュールについて、ご説明申し上げます。

本日、皆様にご協議・ご調整いただきました「川口市教育大綱（案）」につきましては、本日頂いたご意見等を踏まえ、修正させていただきますとともに、その後、約1カ月の間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から広くご意見を頂戴したいと考えております。

その後、結果につきましては、改めて、次回の総合教育会議にて皆様にご協議・ご調整をお願いしたいと考えております。

なお、次回、総合教育会議は、年度内に再度開催させて頂きたく準備を進めて参りたいと存じます。

今後のスケジュールの説明は、以上でございます。

【閉会】

事務局（教育総務課長）

皆様、本日はお忙しいところ会議にご出席いただきとともに、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

本日頂きましたご意見を踏まえ、教育大綱の策定作業をすすめて参りたいと存じますので、次回の総合教育会議につきましてもどうぞよろしく願いいたします。

以上で、第2回川口市総合教育会議を閉会とさせていただきます。